

2017年6月27日

ダンプ車製作関係者 各位

ダンプ車の飛散防止装置の取扱いについて（補足資料）

専ら砂利、土砂の運搬に用いるダンプ車の荷台に備える積載物の飛散を防止するための装置（以下「飛散防止装置」という。）については、昨年10月の（独）自動車技術総合機構の審査事務規程の第3次改正の際、7-49-1の(1)④イ（大型貨物自動車の場合は(2)③イ）が大幅に改正され、当該装置の材質、構造、強度等に関する細かな要件が定められました。その後、本年3月にも同規程の第8次改正が行われ、表現の見直し等が行われたところです。

当分科会では、本事務規程の制定趣旨に則り、飛散防止装置装着上の具体的な取扱いに関する補足資料を別紙のとおり作成しました。ダンプ車を製作する関係者の皆様の参考としてお読みいただけましたら幸いです。

（一社）日本自動車車体工業会

特装部会

ダンプ車分科会